

苫小牧市スマートシティ官民連携協議会要綱

(名称)

第1条 この会の名称は、苫小牧市スマートシティ官民連携協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、多様な主体の参画及び官民の連携を促し、本市におけるスマートシティの取組を推進することを目的とする。

(定義)

第3条 本要綱において、「スマートシティ」とは、新技術や官民各種のデータを活用したサービスの提供や、各種分野におけるマネジメントの高度化により、地域が抱える課題解決及び市民生活の質の向上を目指す持続可能な都市をいう。

(役割)

第4条 本協議会は、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる役割を担う。

- (1) 分野間連携の促進
- (2) データ利活用の推進
- (3) 会員間の情報共有や連携支援
- (4) 地域課題解決に向けた事業への支援
- (5) 啓発、人材育成に向けた支援
- (6) その他、本市におけるスマートシティの推進

(会員)

第5条 本協議会は、第2条に定める目的に賛同し、本要綱を順守する次の会員をもって組織する。

(1) 運営会員

別表に記載の団体又は有識者

(2) 一般会員

会員の登録申請を行い、協議会会長に承認された団体

2 前項第2号の会員としての活動を希望される団体は、事前に登録申請を行わなければならない。

3 協議会会長は、前項の申請があったときは速やかに内容の確認を行い、疑義がなければ登録の承認を行う。なお、承認を行ったときは、登録の申請を行った会員に対し速やかに通知する。

4 会員は、書面により届け出ることにより、本協議会から退会することができる。

5 協議会会長は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その会員を除名することができる。

- (1) 本要綱に違反又は本協議会の信用を著しく害したとき
- (2) 会員が解散、営業の停止又は活動実態がないと認められたとき

- (3) 会員が暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき
- (4) その他本協議会の運営にあたって重大な支障が生じると認められたとき
- 6 会費及び入会金は、無料とする。ただし、今後スマートシティ推進に係る具体的な事業を進めていく中で、会費を徴収する場合がある。
- 7 前項に規定する会費を徴収する場合は、協議会会長はあらかじめ会員に対し、その旨を通知しなければならない。

(代表)

- 第6条 本協議会の代表者として会長1名を置き、苫小牧市長をもって充てる。
- 2 協議会会長は、運営委員会に対して本協議会の活動方針、状況その他必要な事項を報告させ、意見を述べることができる。

(役員)

- 第7条 本協議会に次の役員を置く。
- (1) 会長 1名、(2) 監事 2名
 - 2 監事は、本協議会の会計を監査する。

(総会)

- 第8条 総会は、毎会計年度1回以上開催する。
- 2 総会は、会長が招集しその議事を司る。なお、総会の議決は、出席者の過半数によって決定するものとする。

(運営委員会)

- 第9条 次の各号に掲げる事務を所掌するため、本協議会に運営委員会を設置する。
- (1) 本協議会の活動方針の決定
 - (2) 事業計画の決定
 - (3) 会員からの提案内容の整理
 - (4) 活動結果報告の取りまとめ
 - (5) 事業化分科会の設置承認
 - (6) 実証、事業化に向けた審査
 - (7) その他本協議会の目的の達成に資する取組み
- 2 運営委員会は、別表に記載の運営会員からの推薦者及び有識者により構成し、前項第1号から第7号までの内容に応じて、参画するメンバーを招集し活動する。
 - 3 運営委員会の会務を総括するため、委員長1名を置く。
 - 4 委員長を補佐し、委員長に事故等があったときはその職務を代理するため副委員長1名を置く。
 - 5 運営委員会は、委員長が招集しその議事を司る。
 - 6 委員長は、運営委員会を招集できないやむを得ない事情があると認めるときは、文書による合議をもって、運営委員会の開催に代えることができる。
 - 3 運営委員会の委員は無報酬とする。ただし、これにより難しいときは、別途協議する。

(事業化分科会)

第10条 第5条第1項に定める会員は、運営委員会に対して事業提案することができる。

2 運営委員会は、必要があると認めるときは、本協議会の会員の一部により組織された事業化分科会を設置することができる。

3 運営委員会は、事業化分科会の構成員（以下「分科会メンバー」という。）又は活動が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該事業化分科会の廃止を決定することができる。

(1) 協議会要綱に違反又は協議会の信用を著しく害したとき

(2) 主要な分科会メンバーが解散又は営業を停止したとき

(3) 分科会メンバーが暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき

(4) その他協議会の運営にあたって重大な支障が生じると認められたとき

4 事業化分科会は、当該年度末までに運営委員会に対し活動報告を行うものとする。

5 分科会メンバーは、提案会員のほか、当該事業化分科会への参画を希望する会員（協議会要綱第5条第1項の会員をいう。）をもって組織する。

6 分科会メンバーは、いつでも事業化分科会を退会することができる。ただし、退会後も同条第9項を遵守する。

7 分科会メンバーは無報酬とする。ただし、分科会メンバーの協議により、報酬等を支払うことを妨げない。

8 事業化分科会の活動に要する費用は、原則分科会メンバーの自己負担とし、負担割合は分科会メンバーが協議して決定するが、これにより難しいときは、別途協議する。

9 分科会メンバーは、事業化分科会活動を通して知得した、他の分科会メンバーの技術的な情報、秘密等を第三者に開示又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。

10 事業化分科会の活動計画、活動成果及び活動報告（以下「活動成果等」という。）は、会員に共有され、会員は活動成果等を自由に利用することができる。

11 前項の規定に関わらず、活動成果等に、技術的な開発成果等他の会員に共有することが望ましくない知見等が含まれると事業化分科会が判断したときは、事業化分科会は運営委員会と活動成果等の取扱いについて協議するものとする。

12 事業化分科会は、活動成果等について知的財産権（特許、意匠、実用新案、商標及び著作権を含む。）に関する出願等を検討する場合、予め運営委員会に当該内容を報告し、取扱いについて協議するものとする。

(会員情報の発信)

第11条 第5条第1項に定める会員は、当該会員の有する技術・サービス等の情報を協議会会長が本協議会の目的に合致すると認める範囲かつ方法で、他の会員に対して周知することができる。

(事務局)

第12条 本協議会の庶務は、苫小牧市総合政策部未来創造戦略室（苫小牧市旭町4丁目5番6号）において行う。

2 事務局に関し、必要な事項は会長が別に定める。

(経費)

第13条 本協議会の経費は、補助金、負担金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第14条 本協議会の収支予算は総会の議決によって定め、収支決算は監事の監査を経て総会で承認を得なければならない。

(会計年度)

第15条 本協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(雑則)

第16条 本要綱に定めるもののほか、本協議会の運営に関して必要な事項は、必要に応じて協議会会長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和4年8月31日から施行する。

2 本協議会の設立当初の会計年度は、第16条の規定に関わらず、令和4年8月31日から令和5年3月31日までとする。

附 則（令和5年4月26日改正）

附 則（令和7年7月3日改正）

別表 運営会員（第5条第1項第1号関係）

運営委員会（第9条第2項、第3項及び第4項関係）

（敬称略）

役職	区分	団体名
委員長	行政	苫小牧市
副委員長	有識者	株式会社日本総合研究所
委員	学識経験者	国立大学法人北海道大学
委員	学識経験者	国立大学法人室蘭工業大学
委員	有識者	一般社団法人コード・フォー・ジャパン
委員	金融	苫小牧信用金庫
委員	経済界	苫小牧商工会議所
委員	経済界	苫小牧青年会議所
委員	学校	学校法人京都市英館北洋大学
委員	学校	独立行政法人国立高等学校専門学校機構 苫小牧工業高等専門学校
委員	各分野代表《環境・エネルギー分野》	
委員	各分野代表《モビリティ分野》	トヨタ自動車北海道株式会社
委員	各分野代表《防災・安全分野》	
委員	各分野代表《健康・医療・福祉分野》	一般社団法人苫小牧市医師会 （健康・医療）
委員	各分野代表《健康・医療・福祉分野》	社会福祉法人苫小牧市社会福祉協議会 （福祉）
委員	各分野代表《農林漁業分野》	
委員	各分野代表《教育・子育て分野》	
委員	各分野代表《観光・商業分野》	一般社団法人苫小牧観光協会
委員	各分野代表《産業分野》	苫小牧港開発株式会社
委員	各分野代表《デジタル行政分野》	株式会社I・TECソリューションズ

※必要に応じて随時委員を追加する。